○仙台市火災予防規則

昭和四八年六月二九日
仙台市規則第二七号

（趣旨）

第一条　この規則は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）及び仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第一条の二　この規則において使用する用語は、法又は条例において使用する用語の例による。

（昭六三、二・追加）

（立入検査証票）

第二条　法第四条第二項（法第四条の二第二項、法第十六条の三の二第三項、法第十六条の五第三項及び法第三十四条第二項の規定において準用する場合を含む。）に規定する立入検査のための証票の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

（昭五四、五・平一四、一〇・平二一、三・令元、九・改正）

（たき火又は喫煙の制限）

第三条　法第二十三条に規定するたき火又は喫煙の制限は、告示及び別記様式第二号による制札によるその旨の表示で行うものとする。

（平一二、三・平一七、一一・令元、九・改正）

（公示の方法）

第三条の二　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「省令」という。）第一条の規定により市長が定める方法は、消防局の掲示場への掲示その他消防局長が別に定める方法とする。

（平一四、一〇・追加、平一五、三・改正）

（防火対象物の点検基準）

第四条　省令第四条の二の六第一項第九号の規定により市長が定める基準は、条例第三章第一節（第十九条の三を除く。）、第二節（第二十四条の二を除く。）及び第三節（第二十六条、第二十七条、第二十八条の二及び第三十条を除く。）、第四章第一節及び第二節並びに第五章に規定する基準とする。

（平一五、三・全改）

（防火対象物点検の特例認定基準）

第五条　省令第四条の二の八第一項第四号の規定により市長が定める基準は、条例第十九条の三、第二十四条の二及び第三十七条の三に規定する基準とする。

（平一五、三・全改、平一七、一一・改正）

（火災予防上危険な物品）

第六条　条例第二十五条第一項に規定する市長が定める火災予防上危険な物品は、次に掲げるものとする。ただし、常時携帯しているもので軽易なものは、この限りでない。

一　法第二条第七項に規定する危険物
二　条例別表第三備考第六号に規定する可燃性固体類及び同表備考第八号に規定する可燃性液体類
三　マッチ
四　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号に掲げる可燃性ガス
五　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

（昭五九、四・平二、四・平一七、一一・改正）

（安全装置）

第七条　条例第三十三条の二第二項第五号（条例第三十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十三条の四第二項第四号（条例第三十三条の五第二項においてその例によるものとされる場合及び条例第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の市長が定める安全装置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第四号に掲げる安全装置は、危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限り用いることができる。

一　自動的に圧力の上昇を停止させる装置
二　減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの
三　警報装置で安全弁を併用したもの
四　破壊板

（平二、四・平一七、一一・改正）

（通気管）
第八条　条例第三十三条の四第二項第四号（条例第三十三条の五第二項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により設ける通気管は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　直径は、二十ミリメートル以上であること
二　先端は、屋外にあって建築物の窓、出入口等の開口部から一メートル以上離すものとするほか、屋内に設けるタンク及び地下タンクにあっては地上四メートル以上（引火点が四十度以上百三十度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあっては地上二メートル以上）の高さとすること。ただし、引火点が百三十度以上の第四類の危険物のみを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあっては、この限りでない。
三　雨水の浸入しない構造であること
四　滞油するおそれのある屈曲がないこと
（平二、四・平一一、四・平一七、一一・改正）
（標識等の様式）
第九条　条例第三十三条の二第二項第一号（条例第三十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十七条第二項第一号に規定する標識及び掲示板の様式は、別表第一のとおりとする。
2　前項に規定するもののほか、条例に規定する標識、表示及び掲示板の様式は、別表第二のとおりとする。
3　条例第二十五条第二項及び第三項並びに第三十条第五項に規定する標識（同条第二十五条第二項の火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の標識を除く。）について併せて図記号による標識を設けるときは、別表第三のとおりとする。
（昭六三、二・平二、四・平四、六・平一四、一二・平一七、一一・改正）
（防火対象物）
第十条　条例第五十五条に規定する市長が定める防火対象物は、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる防火対象物
イ　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）別表第一（一）項イ、（二）項、（五）項イ、（六）項イ（1）から（3）まで及びロ並びに（十六の二）項から（十八）項までに掲げる防火対象物
ロ　令別表第一（六）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。ハにおいて同じ。）
ハ　令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物（同表（一）項イ、（二）項、（五）項イ又は（六）項イ（1）から（3）まで、ロ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
二　令別表第一（三）項及び（十六）項イに掲げる防火対象物（同表（十六）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（三）項の用途に供される部分が存するものに限る。）で、階の床面積が百平方メートル（同表（十六）項イに掲げる防火対象物にあっては、（三）項の用途に供される部分の床面積の合計が百平方メートル）以上のもの又は収容人員が三十人以上のもの
三　令別表第一（一）項ロ、（三）項、（四）項、（六）項イ、ハ及びニ、（九）項イ並びに（十六）項イに掲げる防火対象物で延べ面積が百五十平方メートル以上のもの又は収容人員が三十人以上のもの
四　令別表第一（五）項ロ、（九）項ロ、（十二）項から（十四）項まで及び（十六）項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が百五十平方メートル（同表（十六）項ロに掲げる防火対象物にあっては、同表（五）項ロ、（九）項ロ及び（十二）項から（十四）項までの用途に供される部分の床面積の合計が百五十平方メートル）以上のもの又は収容人員が五十人以上のもの
五　令別表第一（七）項、（八）項、（十）項、（十一）項、（十五）項及び（十六）項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が三百平方メートル以上のもの又は収容人員が五十人以上のもの
六　前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は三階以上の階で床面積が五十平方メートル以上のもの
七　前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表（一）項、（三）項、（四）項、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は省令第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、一）以上設けられていないもの
（昭五四、五・昭五九、四・平二、四・平一七、一一・平二一、三・平二六、八・平二八、三・改正）

（届出書）

第十一条　条例第五十五条から第五十八条までの規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書に消防局長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。ただし、条例第五十七条第一号に掲げる行為に係る同条の規定による届出は、文書によって届け出るいとまがないときは届出書に代えて口頭により行うことができる。

一　条例第五十五条前段の規定による届出　別記様式第三号

二　条例第五十五条後段の規定による変更の届出　別記様式第四号

三　条例第五十六条第一号から第八号の二までに掲げる設備に係る同条の規定による届出　別記様式第五号

四　条例第五十六条第九号から第十二号までに掲げる設備に係る同条の規定による届出　別記様式第六号

五　条例第五十六条第十三号に掲げる設備に係る同条の規定による届出　別記様式第七号

六　条例第五十六条第十四号に掲げる設備に係る同条の規定による届出　別記様式第八号

七　条例第五十七条第一号に掲げる行為に係る同条の規定による届出　別記様式第九号

八　条例第五十七条第二号に掲げる行為に係る同条の規定による届出　別記様式第十号

九　条例第五十七条第三号に掲げる行為に係る同条の規定による届出　別記様式第十一号

十　条例第五十七条第四号に掲げる行為に係る同条の規定による届出　別記様式第十二号

十一　条例第五十七条第五号に掲げる行為に係る同条の規定による届出　別記様式第十三号

十二　条例第五十七条第六号に掲げる行為に係る同条の規定による届出　別記様式第十四号

十三　条例第五十七条の二の規定による届出　別記様式第十五号

十四　条例第五十八条第一項に定める危険物に係る同項前段の規定による届出　別記様式第十六号

十五　条例第五十八条第一項に定める指定可燃物に係る同項前段の規定による届出　別記様式第十七号

十六　条例第五十八条第一項に定める危険物に係る同項後段の規定による変更の届出　別記様式第十八号

十七　条例第五十八条第一項に定める指定可燃物に係る同項後段の規定による変更の届出　別記様式第十九号

十八　条例第五十八条第一項に定める危険物に係る同条第二項の規定による廃止の届出　別記様式第二十号

十九　条例第五十八条第一項に定める指定可燃物に係る同条第二項の規定による廃止の届出　別記様式第二十一号

（平二、四・平一七、一一・令元、九・改正）

（タンクの水張検査等）

第十二条　条例第五十八条の二に規定する水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、申請書を消防局長に提出しなければならない。

2　消防局長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、水張検査又は水圧検査を行い、その結果を条例第三十三条の四第二項第一号、第三十三条の五第二項第四号又は第三十三条の六第二項第二号（これらの規定を条例第三十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準に適合していると認めたときは、検査済証を交付するものとする。

（昭五九、四・平二、四・平一七、一一・改正）

（公表）

第十三条　条例第五十八条の三第一項の規定による公表（以下「公表」という。）の対象となる防火対象物は、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物とする。

2　公表の対象となる違反の内容は、法第十七条第一項の政令で定める技術上の基準又は同条第二項の規定に基づき条例で定める技術上の基準に従って設置すべき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないことが、法第四条第一項の規定による立入検査において認められた場合における当該違反とする。

3　公表は、前項の立入検査の結果を通知した日から十四日を経過した日において、なお、当該違反が認められる場合に、その是正が確認されるまでの間、次に掲げる事項を仙台市のホームページに掲載することにより行うものとする。

一　防火対象物の名称及び所在地

二　違反の内容及び当該違反が認められる防火対象物の部分

三　その他消防局長が必要と認める事項
（平二六、八・追加）
（実施細目）
第十四条　この規則の実施細目は、消防局長が定める。
（平二六、八・旧第十三条繰下）
附　則
（施行期日）
1　この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。
（仙台市火災予防条例施行規則の廃止）
2　仙台市火災予防条例施行規則（昭和三十七年仙台市規則第二十五号）は、廃止する。
附　則（昭五四、五・改正）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭五九、四・改正）
この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。
附　則（昭六三、二・改正）
（施行期日）
1　この規則は、昭和六十三年三月一日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際、現に設置されているサウナ設備の放熱設備で改正後の第四条第二号及び別表第五の規定に適合しないものについては、同号及び同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平元、一・改正）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平二、四・改正）
（施行期日）
1　この規則は、平成二年五月二十三日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際、現に指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物又は指定可燃物のうち可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っているタンクのうち、改正後の第八条第二号の規定に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平四、六・改正）
この規則は、平成四年七月一日から施行する。
附　則（平一一、四・改正）
（施行期日）
1　この規則は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際、現に設置されている乾燥設備で改正前の別表第一及び別表第二の規定の適用を受けているもののうち、この規則の施行により改正後の別表第五の規定の適用を受けることになるものに係る位置の基準については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この規則の施行の際、現に使用されている調理用器具（バーナーが露出している卓上型こんろ（一口）に限る。）で改正前の別表第一及び別表第二の規定の適用を受けているもののうち、この規則の施行により改正後の別表第六の規定の適用を受けることになるものに係る位置の基準については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　この規則の施行の際、現に使用されている移動式ストーブ（強制対流型で温風を前方向に吹き出すものを除く。）で改正前の別表第三及び別表第四の規定の適用を受けているものに係る位置の基準については、改正後の別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平一二、三・改正）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
附　則（平一二、一二・改正）
（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に設置されている火を使用する設備のうち、改正後の第四条第一項第一号ロの規定に適合しないものに係る位置の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平一四、一〇・改正)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第三条の二の規定は、この規則の施行の日以後にされた命令に係る公示について適用し、同日前までにされた命令に係る公示については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平一四、一二・改正)

(施行期日)

1　この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、現に設置されている変電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨の標識、「喫煙所」と表示した標識及び消防用水に設ける「消防用水」又は「採水口」と表示した標識で改正後の仙台市火災予防規則別表第二の規定に適合しないものについては、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平一五、三・改正)

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附　則(平一七、八・改正)

この規則は、平成十七年八月二十二日から施行する。

附　則(平一七、一一・改正)

(施行期日)

1　この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の改正規定、第六条の改正規定(「の各号」を削る部分に限る。)、第七条の改正規定(「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。)、第八条の改正規定(「の各号」を削る部分に限る。)、第十条の改正規定(同条に一号を加える部分を除く。)並びに第十一条及び別表第二の改正規定　公布の日

二　第五条及び第六条第二号の改正規定、第七条の改正規定(「一に」を「いずれかに」に改める部分を除く。)、第八条の改正規定(「の各号」を削る部分を除く。)、第九条の改正規定、第十条の改正規定(同条に一号を加える部分に限る。)並びに第十二条の改正規定　平成十七年十二月一日

(経過措置)

2　前項第二号に掲げる規定の施行の際、現にこの規則による改正後の仙台市火災予防規則第十条第七号に掲げる防火対象物を使用している者は、平成十八年三月三十一日までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

附　則(平二一、三・改正)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び別記第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第十条の規定は、この規則の施行の日以後に使用開始の届出をする防火対象物について適用し、同日前に使用開始の届出をする防火対象物については、なお従前の例による。

附　則(平二四、一〇・改正)

この規則は、平成二十四年十二月一日から施行する。

附　則(平二六、三・改正)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則(平二六、八・改正)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附　則(平二八、三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則(令元、九・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)
(令元，9・追加)

別記様式第1号(第2条関係)

90ミリメートル

(表)

第　　号　　年　　月　　日貸与

立　入　検　査　証

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

仙台市長　氏　　名　印

60ミリメートル

(裏)

この証票は，消防法(昭和23年法律第186号)第4条第2項(第4条の2第2項，第16条の3の2第3項，第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する証票である。

別記様式第2号(第3条関係)

（令元，9・追加）

別記様式第2号（第3条関係）

たき火
禁止区域
喫煙

NO CAMPFIRE
NO SMOKING

下記の区域でたき火及び喫煙を禁止します。

違反した者は消防法第44条により罰せられます。

区域

自　年　月　日

期間

至　年　月　日

仙台市長　○○　○○

（仙台市○○消防署長）

備考

1　地は白色とし，（たき火 禁止区域 喫煙），「NO SMOKING」及び「NO CAMPFIRE」の文字は赤色とし，その他の文字は黒色とする。

2　形状及び大きさは、適宜とする。

別記様式第3号（第11条関係）

（令元，9・追加）

別記様式第３号（第 11 条関係）

防 火 対 象 物 使 用 開 始 届 出 書

年　　月　　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

防火対象物を使用するので，仙台市火災予防条例第 55 条前段の規定により，次のとおり届け出ます。

敷地内の概要	所在地　〒 仙台市　　区		
	名　称		主要用途
	敷地面積	建築面積 の合計　　㎡	延面積 の合計　　㎡
	敷地内 の棟数　　棟	敷地内の 収容人員　　人	内従業員 人
	公開時間・従業時間 24 時間，　：　～　：	防火管理者氏名	消防計画届出年月日 年　月　日
	統括防火管理者氏名	権原者数 人	全体についての消防計画届出年月日 年　月　日
	屋外消火栓 動力消防ポンプ 消防用水 の概要		

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考
1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　防火対象物棟別概要書を棟数分だけ添付すること。
4　防火対象物の見取図，配置図，各階平面図，立面図，及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図書等を添付すること。
5　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第4号（第11条関係）
（令元，９・追加）

別記様式第４号（第11条関係）

防 火 対 象 物 変 更 届 出 書

年　　月　　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

仙台市火災予防条例第55条前段の規定により届け出た事項について変更するので，同条後段の規定により，次のとおり届け出ます。

所　在　地：	
名　　称：	主要用途：
変 更 内 容：	
変 更 理 由：	
その他必要な事項：	
※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　変更の内容に応じて関係図書を添付すること。
　　4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第5号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第５号（第11条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・
ヒートポンプ冷暖房機・　設置（変更）届出書
火花を生ずる設備・放電加工機

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備について，仙台市火災予防条例第56条の規定により，次のとおり届け出ます。

防火対象物	所在地	電話　（　）				
	名称			主要用途		
設置場所	用途		床面積	㎡	消防用設備等又は特殊消防用設備等	
	構造		階層			
届出設備	設備の種類					
	着工（予定）年月日	年　月　日	竣工（予定）年月日	年　月　日		
	設備の概要					
	使用する燃料・熱源・加工液	種類	使用量			
	安全装置					
取扱責任者の職氏名						
工事施工者	住所	電話　（　）				
	氏名					

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　階層欄には，屋外に設置する設備にあっては「屋外」と記入すること。
4　設備の種類欄には，鉄鋼溶解炉，暖房用熱風炉，業務用厨房設備等と記入すること。
5　設備の概要欄に書き込めない事項は，別紙に記載して添付すること。
6　当該設備の設計図書を添付すること。
7　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第6号（第11条関係）
（令元，９・追加）

別記様式第６号（第11条関係）

燃料電池発電設備
発　電　設　備
変　電　設　備　　設置（変更）届出書
蓄 電 池 設 備

年　　月　　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備について，仙台市火災予防条例第56条の規定により，次のとおり届け出ます。

防火対象物	所在地	電話　（　）				
	名称		用途			
設置場所	構造	場所	床面積			
		屋内（　　階）、屋外	㎡			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備	有・無
届出設備	電圧	V	全出力又は定格容量	kW AH・セル		
	着工（予定）年月日		竣工（予定）年月日			
	設備の概要	種別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他			
主任技術者氏名						
工事施工者	住所	電話　（　）				
	氏名					

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　電圧欄には，変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
4　全出力又は定格容量の欄には，燃料電池設備，発電設備又は変電設備にあっては全出力を，蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
5　設備の概要欄に書き込めない事項は，別紙に記載して添付すること。
6　当該設備の設計図書を添付すること。
7　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第7号（第11条関係）
（令元，９・追加）

別記様式第7号（第11条関係）

ネオン管灯設備設置（変更）届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　㊞
電話　（　）

その使用に際し火災の発生のおそれのある設備について，仙台市火災予防条例第56条の規定により，次のとおり届け出ます。

防火対象物	所在地	電話　（　）		
	名称		用途	
届出設備	設備容量			
	着工（予定）年　月　日		竣工（予定）年　月　日	
	設備の概要			
工事施工者	住所	電話　（　）		
	氏名			
※受付欄		※経過欄		

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　設備の概要欄に書き込めない事項は，別紙に記載して添付すること。
4　当該設備の設計図書を添付すること。
5　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第8号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第８号（第11条関係）

水素ガス充てん気球設置（変更）届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　㊞
電話　（　　）

その使用に際し火災の発生のおそれのある設備について，仙台市火災予防条例第56条の規定により，次のとおり届け出ます。

設置請負者	住所	電話　（　）						
	氏名							
看視人氏名								
設置期間	掲揚	年　月　日　から　年　月　日						
	けい留	年　月　日　から　年　月　日						
設置目的								
設置場所	地名地番							
	地上又は屋上の別		用途		立入禁止の方法			
充てん作業の方法	日時		場所					
	方法		ガス置場					
構造	気球型		直径		材質			
			体積		厚さ			
	揚綱	材質		太さ				
	電飾	電球の定格電圧		灯数		配線方式	直列・並列	
		電線の種類		断面積				
総重量			その他必要事項					
支持方法	掲揚							
	けい留							
※受付欄			※経過欄					

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　設置場所付近の見取図，気球の見取図及び電飾の配電図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第9号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第９号（第11条関係）

火　煙　発　生　届　出　書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

仙台市火災予防条例第57条第１号に掲げる行為をするので，同条の規定により，次のとおり届け出ます。

日　　時	年　月　日　　時　分から　　時　分まで
場　　所	
目標となる建物等	
目　　的	
焼却物質等の種類及び数量	
消火準備の概要	
現場責任者の氏名	
現場との連絡方法	電話　　（　　）

※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
2　焼却の場合は，事前に環境局の指導を受けること。
3　気象条件が悪くなったときは，自主的に中止し，その旨を消防署に連絡すること。
4　予定を変更するときは，消防署に連絡すること。
5　現場見取り図及び配置図等を添付すること。
6　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第10号（第11条関係）
（令元，９・追加）

別記様式第10号（第11条関係）

煙火 打上げ/仕掛け 届出書

年　月　日

仙台市　消防署長　様

届出者
住所
氏名　㊞
電話　（　）

仙台市火災予防条例第57条第2号に掲げる行為をするので，同条の規定により，次のとおり届け出ます。

打上げ/仕掛け 予定日時	年　月　日　時　分から　時　分まで				
打上げ/仕掛け 場所					
周囲の状況					
煙火の種類及び数量	2号玉	2.5号玉	3号玉	4号玉	仕掛け
目的					
その他必要な事項					
打上げ/仕掛けに直接従事する責任者の氏名					

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　その他必要な事項欄には，消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
4　打上げ，仕掛け場所の略図を添付すること。
5　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第11号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第11号（第11条関係）

催　物　開　催　届　出　書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

仙台市火災予防条例第57条第3号に掲げる行為をするので，同条の規定により，次のとおり届け出ます。

防火対象物	所在地			
	名称		本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造	
		㎡		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
使用目的				
使用期間		開催時間		
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名	
防火管理者氏名				
その他必要な事項				

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　使用する防火対象物の略図を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第12号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第12号（第11条関係）

水道 断・減 水届出書

年　月　日

仙台市　消防署長　様

届出者
住所
氏名　㊞
電話　（　）

仙台市火災予防条例第57条第4号に掲げる行為をするので，同条の規定により，次のとおり届け出ます。

断・減水予定日時	自　年　月　日　時　分から 至　年　月　日　時　分まで
断・減水区域	
工事場所	
理由	
使用不能消火栓	
現場責任者	職 氏名 連絡先

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　断・減水区域の略図等を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第13号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第13号（第11条関係）

道　路　工　事　届　出　書

年　　月　　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

仙台市火災予防条例第57条第5号に掲げる行為をするので，同条の規定により，次のとおり届け出ます。

工事予定日時	自　　年　　月　　日　　時　　分から 至　　年　　月　　日　　時　　分まで
路線及び箇所	
工事内容	
緊急車通行可否	
消防水利障害状況	
現場責任者	職 氏名 連絡先

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
　　2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　工事施工区域の略図等を添付すること。
　　4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第14号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第14号（第11条関係）

露店等の開設届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

仙台市火災予防条例第57条第6号に掲げる行為をするので，同条の規定により，次のとおり届け出ます。

開設期間	自　年　月　日 至　年　月　日	営業時間	開始　時　分 終了　時　分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の設置本数	
現場責任者氏名	電話　（　　）		

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　届出者が法人又は組合にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第15号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第15号（第11条関係）

洞（とう）道等（新規・変更）届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

洞道等について，仙台市火災予防条例第57条の２の規定により，次のとおり届け出ます。

設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞道等の名称		
設置場所	起点	
	終点	
	経由地	
その他必要事項		

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　洞道等の経路図，設置されている物件の概要書，火災に対する安全管理対策その他必要な図書を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第16号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第16号（第11条関係）

少量危険物貯蔵・取扱い届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

少量危険物貯蔵所・取扱所を設置するので，仙台市火災予防条例第58条第1項前段の規定により，次のとおり届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所	所在地	電話　（　）		
	名称			
類・品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱い方法の概要				
貯蔵又は取扱い場所の位置，構造及び設備の概要			タンク試験・検査	
			水張・水圧	
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間	年　月　日～　年　月　日			
その他必要な事項				

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　使用する防火対象物の略図を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第17号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第17号（第11条関係）

指定可燃物貯蔵・取扱い届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

指定可燃物貯蔵所・取扱所を設置するので，仙台市火災予防条例第58条第1項前段の規定により，次のとおり届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所		所在地	電話　（　）			
		名称				
貯蔵取扱い状況	品名					
	最大数量					
	位置					
	屋内における貯蔵、取扱所の構造	建築面積　㎡　延面積　㎡ 壁　柱　床 屋根　天井				
	取扱い概要					
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要						
貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間		年　月　日～　年　月　日				
その他必要な事項						

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　貯蔵又は取扱い場所の位置，構造及び設備の概要図を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第18号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第18号（第11条関係）

少量危険物貯蔵・取扱い変更届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
電話　　（　　）

仙台市火災予防条例第58条第1項前段の規定により届け出た事項について変更するので，同項後段の規定により，次のとおり届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所	所在地	電話　（　）		
	名称			
類・品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
変更の内容				
変更の理由				
変更開始予定期日又は期間	年　月　日　～　年　月　日			
設置の届け出年月日	年　月　日			
その他必要な事項				

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　貯蔵又は取扱い場所の位置，構造及び設備の概要図を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第19号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第19号（第11条関係）

指定可燃物貯蔵・取扱い変更届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
番号　　（　　）

仙台市火災予防条例第58条第1項前段の規定により届け出た事項について変更するので，同項後段の規定により，次のとおり届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所		所在地	電話　（　）			
		名称				
貯蔵又は取扱い	品名					
	最大数量					
変更の内容						
変更の理由						
変更開始予定期日又は期間		年　月　日～　年　月　日				
設置の届出年月日		年　月　日				
その他必要な事項						

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　貯蔵又は取扱い場所の位置，構造及び設備の概要図を添付すること。
4　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第20号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第20号（第11条関係）

少量危険物貯蔵・取扱い廃止届出書

年　月　日

仙台市　消防署長　様

届出者
住所
氏名　㊞
電話　（　）

少量危険物貯蔵所・取扱所を廃止したので，仙台市火災予防条例第58条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所	所在地	電話　（　）		
	名称			
類・品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
廃止年月日	年　月　日			
廃止理由				
残存物の状況				
設置届出年月日	年　月　日			
その他必要な事項				

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　※印の欄は，記入しないこと。

別記様式第21号（第11条関係）
（令元，9・追加）

別記様式第21号（第11条関係）

指定可燃物貯蔵・取扱い廃止届出書

年　月　日

仙台市　　消防署長　様

届出者
住所
氏名　　㊞
番号　　（　　）

指定可燃物貯蔵所・取扱所を廃止したので，仙台市火災予防条例第58条第２項の規定により，次のとおり届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所		所在地	電話　（　）			
		名称				
貯蔵取扱い	品名					
	最大数量					
廃止年月日		年　月　日				
廃止の理由						
残存物の状況						
設置届出年月日		年　月　日				
その他必要な事項						

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　※印の欄は，記入しないこと。

別表第一（第九条関係）
（平二、四・全改、平一四、一二・旧別表第七繰上）

標識及び掲示板の種類		寸法		色		形状
		幅(センチメートル)	長さ(センチメートル)	地	文字	
(一)	危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	三〇以上	六〇以上	白	黒	図一のとおりとする。
(二)	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識((九)の項による場合を除く。)	三〇以上	六〇以上	白	黒	図二のとおりとする。
(三)	危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板	三〇以上	六〇以上	白	黒	図三のとおりとする。
(四)	指定可燃物の品名及び最大数量を掲示した掲示板	三〇以上	六〇以上	白	黒	図四のとおりとする。
(五)	第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する禁水の掲示板	三〇以上	六〇以上	青	白	図五のとおりとする。
(六)	第二類の危険物(引火性固体を除く。)又は指定可燃物のうち綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する火気注意の掲示板	三〇以上	六〇以上	赤	白	図六のとおりとする。
(七)	第二類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品、第四類の危険物、第五類の危険物又は指定可燃物のうち可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する火気厳禁の掲示板	三〇以上	六〇以上	赤	白	図七のとおりとする。
(八)	指定可燃物のうち綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する整理整頓(とん) の掲示板	三〇以上	六〇以上	白	黒	図八のとおりとする。
(九)	指定可燃物のうち可燃性固体類又は可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクに掲げる標識	三〇	三〇	黒	黄色の反射塗料その他反射性を有する材料	図九のとおりとする。

備考

一　移動タンクにあっては、タンクの外面のうち見やすい箇所に「類」、「品名」及び「最大数量」を表示することができる。

二　危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識に品名、最大数量等を併記することができる。

図一　指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識

少量危険物貯蔵・取扱所

図二　指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識

指定可燃物貯蔵・取扱所

図三　危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板

第　　類
品名
最大数量

図四　指定可燃物の品名及び最大数量を掲示した掲示板

品名
最大数量

図五　禁水の掲示板

禁
水

図六　火気注意の掲示板

火
気
注
意

図七　火気厳禁の掲示板

火
気
厳
禁

図八　整理整頓（とん）の掲示板

整
理
整
頓

図九　可燃性固体類又は可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの標識

指　定
可燃物

別表第二（第九条関係）

（平一四、一二・追加、平一七、一一・平二四、一〇・改正）

標識等の種類		寸法		色		形状
		幅(センチメートル)	長さ(センチメートル)	地	文字	
(一)	新聞、雑誌等の持込み及び喫煙を禁止する旨の標識	一五以上	三〇以上	赤	白	図一のとおりとする。
(二)	燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨の標識	一五以上	三〇以上	白	黒	図二のとおりとする。
(三)	水素ガスを充てんする気球の掲揚綱の固定場所の立入りを禁止する旨の標識	三〇以上	六〇以上	赤	白	図三のとおりとする。
(四)	喫煙を禁止する旨の標識	二五以上	五〇以上	赤	白	図四のとおりとする。
(五)	裸火の使用を禁止する旨の標識	二五以上	五〇以上	赤	白	図五のとおりとする。
(六)	火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の標識	二五以上	五〇以上	赤	白	図六のとおりとする。
(七)	「喫煙所」と表示した標識	一〇以上	三〇以上	白	黒	図七のとおりとする。
(八)	消防用水に設ける「消防用水」又は「採水口」と表示した標識	直径三〇以上	直径三〇以上	赤及び白	赤及び白	図八のとおりとする。
		一〇以上	三〇以上	白	赤	
(九)	劇場等の定員を表示する表示板	三〇以上	二五以上	白	黒	図九のとおりとする。
(十)	定員に達したときの満員札	五〇以上	二五以上	赤	白	図十のとおりとする。

備考

一　大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合の幅及び長さの比率は、この表の比率とする。

二　標識等の形状は、標示場所の状況等により適宜変更することができる。

三　消防用水に設ける標識は、吸管投入孔にあっては「消防用水」と、採水口にあっては「採水口」と表示し、有効水量を表示すること。なお、有水圧の採水口に設ける標識には、給水圧力も表示すること。

図一　新聞、雑誌等の持込み及び喫煙を禁止する旨の標識

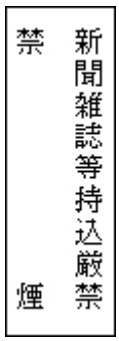

図二　燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨の標識

燃料電池発電設備

変電設備

急速充電設備

発電設備

蓄電池設備

図三　水素ガスを充てんする気球の掲揚綱の固定場所の立入りを禁止する旨の標識

立入禁止

図四　喫煙を禁止する旨の標識

禁煙

図五　裸火の使用を禁止する旨の標識

火気厳禁

図六　火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の標識

危険物品持込厳禁

図七　「喫煙所」と表示した標識

喫煙所

図八　消防用水に設ける「消防用水」又は「採水口」と表示した標識

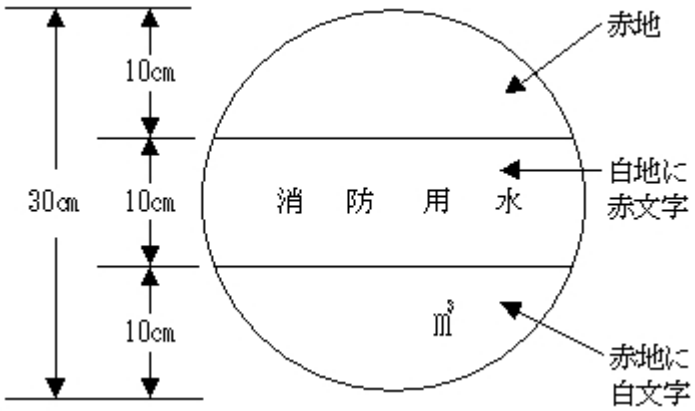

図九　劇場等の定員を表示する表示板

図十　定員に達したときの満員札

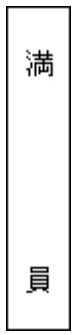

別表第三（第九条関係）
（平四、六・追加、平一四、一二・旧別表第八の二繰上）

表示の種類	図記号	大きさ（センチメートル）		色
		直径	長さ	
禁煙である旨の表示		二〇以上		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

火気厳禁である旨の表示		二〇以上		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示			二〇以上	記号は黒、地は白